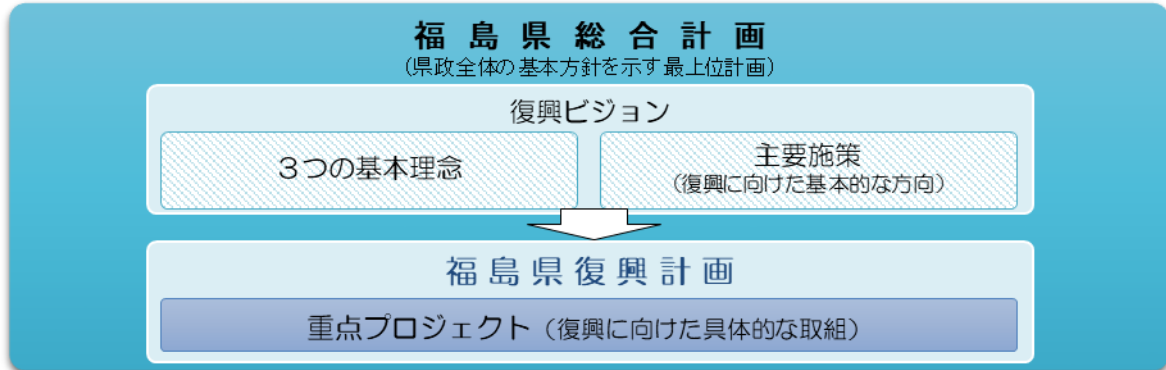


次期復興計画の策定について

1 現行復興計画について



○ 位置付け

東日本大震災や原発事故、さらに原発事故が収束しない中で発生した新潟・福島豪雨、台風15号などの一連の災害からの復興に向けて、必要となる取組を総合的に示す計画。

○ 復興ビジョンとの関係

復興ビジョンは、本県の復興に当たっての基本的な方向を示したもの。
復興計画は、復興ビジョンで定めた3つの基本理念及び主要施策を踏まえ、重点プロジェクトや具体的な取組などを示すもの。

○ 総合計画との関係

復興計画は、総合計画と将来像を共有しながら、復興のために必要な取組を機動的かつ確実に進めるための計画。取組を一体的に進めるため、復興計画の重点プロジェクトを総合計画の重点プロジェクトとして位置づけ。

○ 復興計画の見直し

本県を取り巻く状況の変化を踏まえ、復興に向けて必要な取組が行われるよう、2回改定。

・H23.12.28 復興計画（第1次）



・・・避難指示区域の見直し等

・H24.12.28 復興計画（第2次）



・・・避難指示区域の一部解除、イノベーション構想等

・H27.12.25 復興計画（第3次）

※ 第3次改定以降は、毎年度実施する「進行管理」において、施策展開の微調整や主要事業の加除・修正等を実施。

※ 現行復興計画の計画期間は、令和2年度までであるが、本県は未曾有の複合災害に直面しており、課題の解決に向けては長期的な取組が必要。

※ さらに、復興の途上にある中、台風第19号等の大きな自然災害が重なったため、「2つの復興」を進めていかなければならない。

2 次期復興計画の方向性について

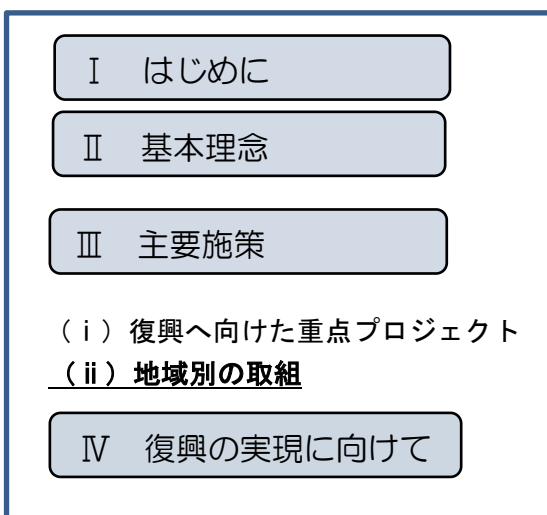
【基本的な考え方】

- 東日本大震災と原発事故からの復興を進めている中で生じた、台風第19号等による復興の取組への大きな影響も踏まえ、令和3年度以降の10年間、復興に必要な取組を総合的に示す計画とする。
- 復興ビジョンの理念を継承する次期総合計画の「理念・基本方針・主要施策」を踏まえて策定。次期総合計画の実現に向けた原動力となるアクションプランと位置付け、次期総合計画の実効性を確保。
- 復興へ向けた取組を政策目的別にまとめた「重点プロジェクト」については、現行復興計画（第3次）のものを基本としつつ、
 - ・復興をめぐる状況変化、進捗や課題等
 - ・次期地方創生総合戦略との連携
 - ・改正を検討している福島復興再生特別措置法等の法制度との整合を踏まえ、改めて構成。

【現行計画からの変更点】

- 本県を5つのエリアに分け、エリアごとの復興に向けた課題と取組の方向について記載した「地域別の取組」については、次の理由から記載しないこととする。
 - ・次期復興計画においても全県下を対象とするが、中心となる被災12市町村に対する復興の取組は計画本体に記載するほか、引き続き重点プロジェクトの1つとして位置付ける方向で検討を進めているため。
 - ・被災12市町村以外のエリアについては、風評・風化対策等の各エリア共通の課題が中心となり、エリアごとに課題や取組の方向を記載する必要性が小さいため。
 - ・「福島12市町村の将来像」、「避難解除等区域復興再生計画」においても、被災12市町村に対する復興の取組が記載されるため。

【現行復興計画】



【次期復興計画】

